BTMU 中国月報

第83号(2012年12月)

CONTENTS

■経済

◆ 中国経済の現状と見通し

■産業

◆ 中国建設機械業界の現状と今後の展望(後編)

■人民元レポート

◆ 2012 年人民元相場動向と 2013 年見通し

■ 連 載

◆ 華南ビジネス最前線~香港と中国本土との協力の枠組み

■スペシャリストの目

税務会計:中国の税務

~「40 号通達」の公布による省市を跨ぐ本支店を有する企業の企業所得税申 告上の変更点について

◆ 法 務:貨物貿易外貨管理改革が外資系企業に及ぼす影響

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

BTMU 中国月報

第83号(2012年12月)

•
21/

■ <i>経</i> .	中国経済の現状と見通し 三菱東京UFJ銀行 経済調査室 ·······1
■ <i>産</i> :	来 中国建設機械業界の現状と今後の展望(後編) 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在4
■人民	元 <i>レポート</i>
•	2012 年人民元相場動向と 2013 年見通し 三菱東京UF J 銀行(中国)環球金融市場部・・・・・・・12
■ <i>連</i> .	載 華南ビジネス最前線〜香港と中国本土との協力の枠組み 三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室
■スペ	シャリストの目
•	税務会計:中国の税務
•	法 務:貨物貿易外貨管理改革が外資系企業に及ぼす影響 北京金杜法律事務所 ····································

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

経 済「中国経済の現状と見通し」は、中国経済の足元の状況と2013年の見通しについて纏めています。第3四半期の実質GDP成長率は前年比7.4%と前期(同7.6%)から低下したものの、月次の経済指標は総じて上向いており、共産党大会を念頭に置いた年半ばからの景気てこ入れ策の効果が顕在化する兆しがあるとしています。今後について、景気は投資を中心に持ち直すものと見られるものの、政府は高成長期の終焉を念頭に持続可能な安定成長へのソフトランディングを志向しており、不動産バブル回避も視野に入れ、グローバル危機後のような大規模な財政出動・大幅金融緩和には踏み込まないと考えられ、通年で8%書れの成長見通しを示しています。なお、中国経済が汚職・腐敗問題を含めた格差、投資・輸出に過度に依存した成長等の問題を抱えるなか、習近平新政権がこれらの問題解決に実効性のある対策をどこまで打ち出せるか、その帰趨は中国の中長期的成長力を決定付けるものとして注目されると指摘しています。

産業「中国建設機械業界の現状と今後の展望(後編)」は、中国建設機械業界の中長期的な需要の見通しと、台頭する地場メーカーの動向を踏まえつつ、外資系建設機械メーカーの採るべき戦略について整理しています。中国建設機械業界は、中長期的には、第12次五ヵ年計画の大規模な投資計画の進行につれて堅調な伸びを示すと考えられるものの、従来に比べて異なるタイプの建設工事が見込まれ、製品セグメントにより成長率に違いが見られる可能性がある点に留意が必要と指摘しています。加えて、クロスボーダーM&Aや政府の大手メーカー育成方針の下での業界再編を通じて競争力を高めた地場メーカーが外資系メーカーの市場を脅かす可能性もあることから、今後、外資系メーカーが中国で競争力を維持するためには、高い技術力を活かしつつ、準純正部品市場への進出、販売金融の高度化、地場メーカーとの連携強化など、中国事業でのビジネス領域を拡充する取り組みが求められるとしています。

人民元レポート 「2012 年人民元相場動向と 2013 年見通し」は、今年の人民元動向を振り返るとともに、2013 年の人民元相場の見通しについて考察しています。人民元の対米ドル相場は、2005 年以降、基調として穏かながらはぼ一方向で元高に推移してきたのが、今年に入って当初は横置いた推移、5 月から7 月にかけて元安が進行、その後は元高が継続しており、これ迄の人民元高基調に変化が現れているとし、その背景には①国内景気の減速懸念、②人民元の需給ギャップの縮小、③海外の政治イベント等への配慮があると指摘しています。2013 年の人民元の対米ドル相場については、これらの観点で見ると、国内要因からは、景気回復の兆しが見えるものの、政府の輸出企業への配慮等から、2012 年を若干上回る程度の元高が予想される一方、海外要因からは、欧州債務問題の懸念再燃等により米ドルが相対的に強くなる局面ではつられて元安に振れることも想定されるとし、人民元相場の予想レンジは、対米ドルで2012 年比2%程度の小幅な上昇、対円では対米ドルでの円安進行を受けて4~5%程度の元高を見込んでいます。

連載「華南ビジネス最前線へ香港と中国本土との協力の枠組み」は、新たな形で進みつつある香港と中国本土との経済一体化や協力関係強化の枠組みについて解説しています。2003年6月に締結された「経済貿易緊密化協定」(CEPA)とその後9回に亘る補充協定では、香港原産品の中国側輪入関税撤廃、香港企業の本土進出に関する中国側の参入規制緩和、貿易と投資の効率化推進等が盛り込まれ、2010年4月締結の「広東省・香港協力枠組み協定」(枠組み協定)には、香港のオフショア人民元センター化等を含む両地域の協力分野・プロジェクトが纏められており、いずれも成果を挙げているとしています。また、最近では、CEPAの第9補充協定の締結、枠組み協定の第17回目の協議のほか、6月には「深圳前海深港現代サービス業協力区」の設置などの動きもあるとしています。こうした香港と中国本土との経済分野での協力関係の進展は、産業高度化を進める中国政府と、新たなビジネス機会の創出が期待される香港にとって、お互いに win-win の状況にあるといえ、中国政府の新体制が固まりつつある中で、引き続き漸進的に具体化してゆくものと期待されるとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A 形式で解説しています。今回は、2012年6月12日に財政部、国家税務総局及び中国人民銀行が共同で公布した「省市を跨く本部と支店の企業所得税配分及び予算管理弁法」に基づき、省市を跨く本支店を有する企業の企業所得税申告上の変更点と今後の税務上の課題についての解説です。

注答「貨物貿易外貨管理改革が外資系企業に及ぼす影響」は、2012年8月1日実施の貨物貿易外貨管理改革の背景、内容と外資系企業に及ぼす影響について纏めています。貨物貿易に対する外貨管理の変遷を見ると、かつて外貨不足の時代は「資金流出に対応」すべく「取引海のオンサイト照合抹消、行為に対する監督管理」を主な特徴としていましたが、2008年以降は「ホットマネー流入への対応」から、実体のない貿易に伴う資金流入の防止へと主眼が移り、さらに近年は「貿易の利便性向上」を目的とすることに変わってきたとしています。本稿では、2010年以来一部地域における試行を経て実施に至った、今回の外貨管理改革の主な内容である「オフサイト総量照合審査、、企業に対する分類管理」の解説に加え、外資企業が注目する「貨物貿易外貨収支の相殺」「企業分類管理に対する救済措置」「報告義務を怠った場合の処罰」に関する留意点に触れています。また、今後の外貨管理政策の動向について、経済・金融情勢によっては一本調子の更なる緩和に向かうとは限らず、企業はコンプライアンスの確保、規定・政策動向の注視と理解が求められるとしています。



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京 UFJ 銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」は NIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2012/index.htm

1. 現状: 四半期の GDP は減速続くも、月次指標は総じて上向き

中国経済には底打ちの兆候がみえ始めた。第3四半期の実質GDP成長率は前年比7.4%と前期(同7.6%)から低下したものの、月次の経済指標は8月を底に総じて上向いている。共産党大会を念頭に置いた年半ばからの景気でこ入れ策の効果が徐々に顕在化してきた感がある。

投資が8月の前年比+19.1%から、9~10月には同+22.2%に上昇した背景には、年半ばからの認可加速を受けて、インフラ投資が活発化したことが大きかった。とくに輸送部門は年前半には大幅減少で足を引っ張っていたが、政府が資金支援を本格化させ、足元では牽引役に転じている。9月時点で、中央政府は年半ば以降に認可したプロジェクトが鉄道25項目、道路13項目を含む総計1兆元にのぼることを発表したが、その一部が顕在化し始めたものと考えられる。

消費は実質ベースでは年半ばからすでに加速傾向にある。食料インフレ、住宅インフレともに緩和し、また、過半の地域で最低賃金引き上げ(平均+19.4%)に加え、賃上げガイドライン(同+14.0%)の改訂もあり、順調な所得拡大が続いている。さらに、6月に導入された省エネ製品向け補助金政策の好影響で家電販売も加速している。

輸出は、7月(前年比+1.0%)、8月(同+2.7%)と低迷したが、9~10月には約+10%の伸びに回帰した。付加価値税還付の迅速化、融資・信用保険の拡充など輸出対策の効果も一助ではあろうが、地域別の伸び率の格差からすれば、主として輸出先の景況によるところが大きいと考えられる。10月には NIEs、ASEAN 向けが+30%を超え、米国向けも持ち直しに向かう一方、欧州向け(同 \triangle 8.1%)、日本向け(同+1.1%)の不振が目立っている。

2. 見通し:景気は投資を中心に持ち直すも、8%割れの成長へ

今後は対策効果のさらなる浸透により、景気が投資を中心に持ち直そう。ただし、政府は高成長期の終焉を念頭に持続可能な安定成長へのソフトランディングを志向しており、不動産バブル回避も視野に入れ、グローバル危機後のような大規模な財政出動・大幅金融緩和に踏み込まないと考えられる。輸出にも、かつてのような強力な牽引力は望めないなか、中国の経済成長率は来年にかけても、通年では、アジア危機下の1998~99年以来となる8%割れとなる見込みである。詳細をみていくと、投資については、1兆元のインフラプロジェクトの一部が実施段階に入ったところであり、今後、さらに多くのプロジェクト着工が見込まれる。なお、中央政府によるイ

ンフラプロジェクト認可加速を受けて、地方政府も大型インフラプロジェクトを相次いで発表し、その規模は 10 兆元近くにも達し、グローバル危機後の投資過熱の再来を危惧する向きもある。ただし、グローバル危機の際に地方政府の債務問題が表面化したため、銀行の融資姿勢は厳格化しており、自ずと合理的な水準に収まると予想される。

金融政策面では、中国人民銀行(中央銀行)は公開市場操作における資金供給手段であるリバースレポを多用し、利下げや預金準備率の引き下げを差し控えている。6、7月の連続利下げに伴い、住宅価格が上昇の兆しをみせたこともあり、市中金利の上昇局面における資金供給、住宅バブル懸念が生じた際の資金吸収、ともに機動的に対処できるマネーコントロール手法を追求している。

輸出については、欧州・日本向けの不振は避け難いものの、新興国向けの堅調持続に加え、米国向けの持ち直しもあり、10%前後の伸びが期待される。人民元相場は7月下旬には前年末比▲1.5%まで下落した後、米大統領選挙で焦点が当たるなかで急上昇に転じたが、引き続き、輸出競争力にダメージを与えないように上下にコントロールされるとみられる。

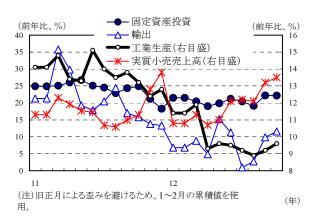
人口ボーナス期の終盤にさしかかり、世界第2位の経済規模に達した今日、投資にせよ、輸出にせよ、底堅い拡大は見込まれるものの、二桁の高度経済成長を牽引するほどの勢いはなくなっている。安定成長期へのステージ移行後の新たな成長率はどの水準に収まるか、その鍵を握る消費の増勢は今後の政策に大きく左右されよう。

11月の共産党大会直後の共産党中央委員会全体会議(一中全会)で、習近平氏が最高指導者たる党総書記に選任された。前・胡錦濤政権期は高度成長により世界経済における中国の地位を飛躍的に高めた反面、所得格差が拡大、投資・輸出に過度に依存した成長は持続不能との認識を示しつつも、その是正はさほど進まなかった。習近平政権は成長ステージ移行下でこうした課題解決への挑戦を余儀なくされている。

格差是正、消費拡大の切り札となる所得分配改革は本年中にプランが提示されることになっているが、既得権益層の抵抗が強く、8年にも渡る論争が繰り広げられたといわれている。習総書記は父・習仲勲・元副首相が改革派の重鎮であり、自身も地方幹部時代、民間企業の発展を後押ししたことなどから改革推進を期待する声もある。しかし、習総書記を含め、新指導部7人の多くは太子党を始めとする既得権層とみられており、不透明感が残る。

汚職・腐敗問題も含めた格差に対する国民の不満を放置すれば、労働意欲の低下から、既得権層への過剰配分の原資となった中国の経済成長という「金の卵を産む鶏」を殺しかねない。新政権も、汚職・腐敗と格差の問題への強い危機感を抱いているとみられるものの、問題解決に実効性ある対策がどこまで打ち出されるのか、その帰趨は中国の中長期的成長力を決定付けるものとして注目される。

図表1:中国の主要経済指標



図表 2:中国の物価と金融情勢



図表 3: アジア経済見通し総括表

名目GDP(2011年)・シェア		実質GI	DP成長率	₹ (%)	消費者物	勿価上昇:	率 (%)	経常中	又支(億	ドル)	
	(10億ド	ル、%)	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年
中国	7,298	56.7	9.3	7.7	7.9	5.4	2.7	3.3	2,017	2,183	1,989
韓国	1,116	8.7	3.6	2.3	3.1	4.0	2.2	2.5	265	324	290
台湾	467	3.6	4.1	1.0	3.1	1.4	2.0	1.8	416	417	426
香港	243	1.9	4.9	1.2	3.2	5.3	3.9	3.5	162	75	104
シンガポール	260	2.0	4.9	1.6	3.0	5.2	4.6	3.8	570	476	493
NIEs	2,086	16.2	4.0	1.8	3.1	3.7	2.7	2.6	1,413	1,292	1,313
インドネシア	846	6.6	6.5	6.1	6.2	5.4	4.4	4.9	17	▲ 145	▲ 111
マレーシア	279	2.2	5.1	5.0	5.1	3.2	1.8	2.4	318	234	285
タイ	346	2.7	0.1	5.5	4.7	3.8	2.9	2.8	59	15	29
フィリピン	213	1.7	3.9	6.2	5.4	4.8	3.3	3.8	71	61	76
ASEAN4	1,683	13.1	4.6	5.8	5.6	4.6	3.5	3.9	465	165	279
インド	1,676	13.0	6.5	5.7	6.4	8.4	8.5	7.0	▲ 782	▲ 724	▲ 792
ベトナム	123	1.0	5.9	5.1	5.5	18.6	8.8	7.5	2	▲ 9	▲ 16
アジア11カ国・地域	12,866	100	7.4	6.2	6.6	5.5		3.8	3,116	2,907	2,773
	実績	→見通し	•	実績	→見通し	•	実績	→見通し			

(注)インドは年度(4月~3月)ベース。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ (経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm





産 業

中国建設機械業界の現状と今後の展望(後編)

三 菱 東 京 UFJ 銀 行 企業調査部 香港駐在 アナリスト 竹原 毅洋

「中国建設機械業界の現状と今後の展望」というテーマで、前後編2回に分けて中国建設機械業界を考察しているが、後編である本稿では中長期的な需要の見通しと、台頭する地場メーカーの動向を踏まえつつ、外資系建設機械メーカーの採るべき戦略について整理した。

1. 中国の建設機械市場の今後の見通し

(1) 中長期的な市場規模の見通し

短期的には、中国の建設機械(以下、建機)市場の急回復は見込み難いものの、第12次五ヵ年計画(2011年~2015年)に大規模な投資計画が盛り込まれており(図表1)、過去の実績に鑑みると、投資計画が予定通り実施される可能性が高いことから、中長期的に見れば、中国建機市場は堅調な伸びを示すと考えられる。

但し、従来比、建設工事のタイプが異なってくる見込みであり、製品セグメントにより、成長率に 違いが見られるようになる可能性がある点に留意が必要。

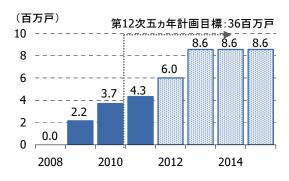
- ✓ インフラ整備:第12次五ヵ年計画では、鉄道・道路建設の投資予定金額が前回比増加しているほか、足元、中国政府は鉄道建設を再開するスタンスを明確にしている。また、同計画では水利関連投資額の大幅な増加が予定されており、水利工事で汎用性の高い小型建機の需要増加が期待できる。
- ✓ 不動産開発:第12次五ヵ年計画では、3,600万戸の保障性住宅(低価格住宅)の建設が計画されている(次頁、図表2)。保障性住宅の建設工事は利幅が薄いため、手頃な価格で購入できる地場メーカーの建機が選好される可能性もある。
- ✓ 鉱山採掘:中国の石炭生産量は緩やかに増加する見込みであるが(次頁、図表 3)、違法鉱山を閉鎖するという政府のスタンスは不変であるため、大型ホイールローダーやスペックの低い建機への需要の伸びはあまり期待できない見通し。

《 図表 1:第12次五ヵ年計画におけるインフラ投資計画 》

	2010年実績 第11次 五ヵ年計画	2015年目標 第12次 五ヵ年計画	第11次 五ヵ年計画予算 (兆元)	第12次 五ヵ年計画予算 (兆元)	
投資金額			10.2	20.0	
1. 鉄路総延長	91,000 km	120,000 km	2.0	→ 3.0	
2. 道路総延長	4.0 百万km	4.5 百万km	4.7	7.0	
うち、高速道路	74,000 km	108,000 km	4./	7.0	
3. 水利関連	和関連 n.a.		3.5 (0.7/年)	1 0.0 (2.0/年)	

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部(香港)にて作成

《 図表 2:保障性住宅の建設計画 》



(資料) 住房和城郷建設部資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

《 図表 3:石炭生産量・消費量の見通し 》



(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

(2) 建機需要の構造変化

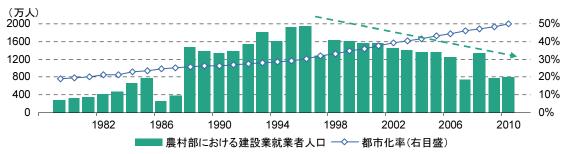
中国では、都市化の進展に伴い、当面、農村部からの建設業就業者人口の流出が続くと考えられる (図表 4)。従って、中国の農村部では、人手不足を補うことを目的に、建機を購入する動きが増加するであろう。

特に重慶市や甘粛省、陜西省など、中国西部地区では、元来、人口当たりの建機^(注) 保有台数 が少ないうえ (図表 5)、今後、西部開発の恩恵を受け、建設工事が増加することから、建機需要 が急速に増加する見込み。

但し、単に人手不足に対処するためであれば、安価なエントリーモデルでも十分であるため、 建機需要全体に対する小型建機の割合が徐々に高まるとみられる。

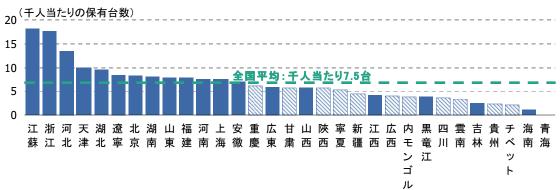
(注)本箇所(本文及び図表5)での建機には、建設工事を行う際に使用する各種機器も含まれる。

《 図表 4:都市化の進展と農村部建設業就業者人口の変遷 》



(資料) 中国統計年鑑資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

《 図表 5:人口当たりの建機保有台数 》



(注) 斜線は西部開発に含まれる地域。

(資料) 中国統計年鑑資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部(香港)にて作成



また、従来、中国の油圧ショベル市場では、汎用性が相対的に高い 20~30 トンクラスの中型油圧ショベルが売れ筋となっており、先進国と比べて、市場全体に占める小型油圧ショベル(特にミニショベル)の割合が低いという点が特徴(図表 6)。

しかしながら、例えば、第12次五ヵ年計画にて、水利関連投資の強化が謳われていることもあり、今後を展望すると、水利工事で利便性の高い小型油圧ショベルに対する需要が急速に増加すると考えられる。

加えて、中国では、本来の使用目的に照らすと、油圧ショベルを購入すべき場合であっても、油圧ショベルが高価であることから、やむなくホイールローダーを購入するユーザーが多かった (注) という点も特徴として挙げられる。

即ち、今後、建機ユーザーの所得水準の向上に伴い、ホイールローダーから比較的安価な小型 油圧ショベルへの買い替え需要が発生する見通し。

総じて、農村部での人手不足への対応、水利工事など比較的小規模な工事の増加、ホイールローダーからの買い替え需要の高まりを背景に、将来的に油圧ショベル全体に対する小型油圧ショベルのシェアが高まるであろう(図表 7)。

(注)本来、ホイールローダーと油圧ショベルとでは機能が異なり、使用される場面も異なるものの、ホイールローダーが安価であるため、中国では、油圧ショベルの代替品としてホイールローダーが使用されることもある模様。

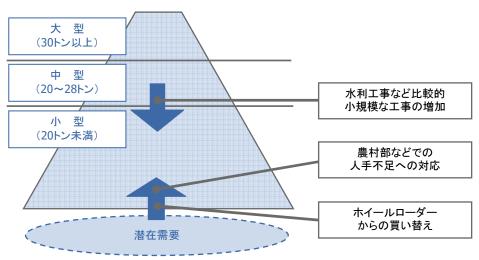
《 図表 6:中国における小型油圧ショベルとホイールローダーの販売割合 》

国・地域		中国		西欧	北 米	日本	先進国 平均
年	2007	2009	2011		2009		2009
小型油圧ショベル÷油圧ショベル	0.2	0.2	0.1	0.7	0.5	0.5	0,6
ホイールローダー÷油圧ショベル	1.4	1.1	(1.0)	0.3	0.5	0.3	0.4

(注) 本表での小型油圧ショベルとは、6トン以下のミニショベルを指す。各国間・地域間の比較を行うため 本カテゴリーの数値を採用。

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

《 図表 7:サイズ別に見た油圧ショベルの需要構造の変化の見通し 》



(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成



2. 地場メーカーの台頭

(1) クロスボーダーM&A

地場メーカーの弱点として、コア技術についての開発能力不足が挙げられる。特に油圧ショベルについては、基幹部品であるエンジンや油圧機器を外資系メーカーからの輸入品に依存している状況(図表 8)。

また、小型建機を通常使用する限りにおいては、外資系メーカーとの性能格差は小さい模様であるものの、地場メーカーの建機は耐久性や信頼性などの品質面で外資系メーカーに劣後しているという面は否めない(図表 9)。

従って、近年、財務余力のある中国地場メーカーの中には、海外販売網の拡充のほか、基幹部品の調達力や開発能力の向上を企図して、クロスボーダーの M&A を実施する企業も見られる(図表 10)。

《 図表 8:主要な地場メーカーと外資系メーカーの技術力比較 》

企業名	自社技	支術力	・ 特 徴
(国籍)	エンジン	油圧機器	付 取
三一重工(中)	Δ	Δ	
徐工機械(中)	Δ	Δ	□主な調達先 《エンジン》カミンズ、ドゥーツなど
中聯重科(中)	Δ	Δ	《油圧器機》川崎重工、レックスロス、ナブテスコなど
斗山(韓)	0	0	□エンジンは主に自社開発だが、油圧機器は日米などに劣る
現代重工業(韓)	0	0	□主な調達先 《油圧機器》川崎重工、ナブテスコなど
キャタピラー(米)	0	0	- 甘松如日の眼炎かじで言いせ作もたせの人类ギタン
コマツ(日)	0	0	□基幹部品の開発などで高い技術力を持つ企業が多い □特別な部品については、部品メーカーと共同開発も実施
日立建機(日)	0	0	117775 日内田1 こう このではいは 77 こうではいめのではい

(注) ◎:高い、○:やや高い、△:低い、ということを示す。

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

《 図表 9: 地場メーカーと外資系メーカーの建機の品質比較 》

	地場メーカー	外資系メーカー
平均故障間隔(MTBF)	300~600 時間	1,000 時間以上
オーバーホールが必要	4,000~8,000 時間	8,000~12,000 時間
となる稼働時間	油圧作動油漏れが頻発	油圧作動油漏れは稀
排ガス規制対応	国Ⅱ(中国国家基準Ⅱ)	ユーロⅢ以上

(資料) 中国工程機械工業協会資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部(香港)にて作成

《 図表 10:中国地場メーカーによるクロスボーダーM&A の事例 》

			買収先	買収先の主要事業
2011		徐工機械	Fluitronics(ドイツ)	□油圧システムの開発
•	2011	徐工機械	AMCA(オランダ)	□油圧制御バルブや流体制御装置の製造
		柳工	HSW(ポーランド)	□ブルドーザー、ローダーの製造
	2012	徐工機械	Schwing(ドイツ)	□コンクリート機械 ^{注)} の製造
		三一重工	Putzmeister(ドイツ)	□コンクリートポンプ機械 ^(注) の製造

(注) コンクリート機械及びコンクリートポンプ機械メーカーの買収は溶接技術の獲得に繋がり得る。 (資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部(香港)にて作成



(2) 中国国内での業界再編

中国建機業界の第12次五ヵ年計画では、技術力や品質の向上に加えて、地場メーカーが達成すべき多数の目標が掲げられている(図表11)。

中でも、第12次五ヵ年計画期間中に、売上高1,000億元規模の大手メーカーを3~4社育成するという目標の達成が重要な課題となっている。

大手メーカー育成方針の下、今後、中国政府は排ガス規制や品質基準などのハードルを段階的に引き上げ、製品開発力の劣る中小メーカーの再編を促すとみられる。即ち、中国の建機市場では 上位集中化が進み、大手地場メーカーと中小地場メーカーの格差が更に拡がることになろう。

外資系メーカーは高い技術力を有しているため、中国国内の排ガス規制や品質基準などのハードルが上げられたとしても、直接的な影響は軽微に留まると考えられる。

また、現状、外資系メーカーが大きなシェアを維持している大型建機市場については、総合的な高い技術力が求められるため、少なくとも短期的には、大手地場メーカーが外資系メーカーの 脅威になるとは考え難い。

但し、今後、外資系メーカーにとって不利な政策が採られる可能性も否定できないほか、大手 地場メーカーが力を蓄えていくに連れて、外資系メーカーといえども、特に小型建機市場では競 争激化の影響を受ける見通し。

《 図表 11:中国建機業界の第 12 次五ヵ年計画における目標 》

具体的な目標					
	□ディーゼルエンジン、トランスミッション装置、油圧機器、システム制御装置などの				
技術力の向上	基幹部品の開発を推奨する				
1又问了07回工	□炭素排出量の抑制、高燃費の実現、高度な情報システムの構築などの目標を				
	達成するための革新的技術を開発する				
品質の向上	□平均故障間隔(MTBF)を 400 時間から 600 時間に伸ばす				
環境への対応	□生産工程における材料消費量を 5%、エネルギー消費量を 15%削減する				
環境、07別心	□排ガス対応を国Ⅲ(中国国家基準Ⅲ)に引き上げる				
	□大型建機(100 万元以上)の製造を推奨するとともに、同大型建機の地場メーカー				
地場メーカーの育成	による生産比率を 65%以上に引き上げる				
	□売上高が 1,000 億元規模の大手メーカーを 3~4 社、500 億元規模の中堅企業を				
	5~6 社育成する				

(資料)中国工程機械工業協会資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部(香港)にて作成



3. 外資系メーカーの採るべき戦略

外資系メーカーは高い技術力とブランド力を有しているものの、需要構造が変化しつつある中、 地場メーカーが台頭し始めていることから、今後、競争環境激化の影響を少なからず受けると考 えられる。

従って、外資系メーカーには、高い技術力を活かして、製品自体の競争力を更に高める取り組みが求められるほか、地場メーカーとの競争激化を見据え、中国事業のビジネス領域を拡充する 取り組みも求められる。

即ち、外資系メーカーとしては、(1) 準純正部品市場への進出、(2) 販売金融の高度化、(3) 地場メーカーとの連携強化、などの取り組みの是非を検討することが肝要。

(1) 準純正部品市場への進出

低価格モデルへの需要シフト、競争激化が進むため、建機販売自体の利益率低下は避け難い情勢にあり、アフターマーケットでの収益機会増強が必要。

しかしながら、中国では安価な代替品や模倣品が広く流通しており、高価な純正品マーケットは限定的な規模に留まっているのが実情。

従って、高価な純正品に手が届かないユーザーの部品交換ニーズを取り込むことが重要であり、例えば、新たなユーザーを獲得する手段として、OEMによる準純正部品の提供が考えられる(図表 12)。

また、外資系メーカーの多くが手掛け始めている部品再製造事業^(注) も、現在は代替品や模倣品を購入しているユーザーを取り込む方策として有効。

なお、部品再製造事業は部品のみならず、建機自体のリセールバリューの向上に繋がるため、 ブランドロイヤリティ、ライフタイムバリューを高めるという観点でも有意義な取り組みと言え よう。

(注)「部品再製造」とは、使用済みの部品を新品同様に製造し直すこと。再製造品が広く流通している市場では、再製造品は新品に比べて販売価格が15~20%程度安いものの、事業者の利益率は再製造品の方が高くなっている。

《 図表 12: 準純正部品の提供で広がる収益機会 》 品質 純正品 既存顧客層 高い 再製造品 再製造品やOEM品の提 やや 供により開拓できる新規 高い 顧客層 OEM品 代替品 純正及び準純正部品で 低い 模倣品 取り込めない顧客層 低い やや高い 高い <u>価格</u>

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成



(2) 販売金融の高度化

中国では、現在、建機販売全体の約 2/3 はファイナンスリースや銀行ローンによる販売となっており、販売戦略上、金融サービスの提供は欠かせない。

しかしながら、近年、地場メーカーは頭金ゼロなどの過度な金融サービスの提供により、顧客を無理に惹き付けてきた結果、売掛債権が大きく膨らむなど、信用リスクの高まりに直面している (図表 13)(注)。

また、一部の外資系メーカーの中にも、審査基準を緩和する動きが見られる。但し、与信リスク管理の高度化を合わせて実行しなければ、滞納率の上昇、ひいては自社の競争力低下を招きかねないことに留意する必要がある。

(注) 地場メーカーはリース会社や銀行などに対して、通常、買取保証を行うことが多く、オフバランスでの保証債務残高も膨らんでいる。

《 図表 13:地場メーカーの信用リスクの高まり 》

タヘサの世结	中国系(20	011年度)	日系(2011年度)	
各企業の業績	中聯重科	三一重工	コマツ	日立建機
(単位)	(10 ∱	意元)	(10 (意円)
① 売上高	46	33	1,982	817
② オンバランス ファイナンス取引残高	34	12	560	359
売掛金	12	12	560	238
ファイナンスリース債権	22	0	0	120
③ オフバランス 保証債務残高	11	31	-	20
保証残高(対リース会社)	2	10	-	-
保証残高(対銀行)	9	21	-	-
④ 売掛債権回転期間【(②+③)÷(①÷365)】	355 日	476 日	103 日	169 日

- (注) 1.コマツと日立建機は中国以外の建機及び非建機事業の数値も含まれており、参考値。
 - 2.有価証券報告書では、コマツの顧客向け保証債務残高及び内訳を確認できず。
 - 3.有価証券報告書では、日立建機の顧客向け保証債務の内訳を確認できず。
- (資料) 各社資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

外資系メーカーには、販売金融高度化の一環として、グループ内リース会社の立ち上げ、あるいは強化といった取り組みのほかに、グループ外のリース会社などと、メーカー保証のみに頼らない新たなファイナンススキームの構築を模索するといった動きも求められよう。

元来、外資系メーカーは建機のリセールバリューの高さや差し押さえの容易さなどの面で、地場メーカー比優位(図表 14)。従って、グループ外のリース会社とも協力関係を築き易く、販売金融の高度化を行い得ると考えられる。

《 図表 14: リース会社と協力関係を築く上で外資系メーカーが優位な点 》

優位な点	背景
リセール	□ 機械としての耐久性が高い
バリュー	□ メンテナンス体制が整っている
の高さ	□ 純正(もしくは準純正)部品の供給体制が確立されている
差し押さえ	□ GPS システムが完備されている(建機の所在地確認、遠隔でのエンジン停止などが可能)
の容易さ	□ リース会社などとのコミュニケーション体制が確立しており、デフォルトにも素早く対応可能

(資料) 三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港)



(3) 地場メーカーとの連携強化

外資系メーカーの中には、地場メーカーの買収により、製品ラインナップを拡げ、ブランド名を使い分けることで高価格帯と低価格帯の棲み分けを行い、異なる客層の獲得に成功している企業もある(図表 15)。

また、地場メーカーは地方政府と強い繋がりを持っていることが多いため、外資系メーカーであっても、地場メーカーを買収することで、政府主導のプロジェクトへの参入可能性を高めることができる。

加えて、買収された地場メーカーの側から見ても、外資系メーカーの「耐久性」や「信頼性」についての好イメージの恩恵を受け、ブランドイメージが向上するというメリットがある。実際、キャタピラーに買収された SEM を見ると、買収された後に品質面で高い評価を獲得している。

《 図表 15:外資系メーカーの地場メーカー買収によるデュアルブランドの事例 》

人 类点	ブラ:	ンド名	5H 00
企業名	高価格ライン	低価格ライン	- 説 明
ボルボ	"Volvo"	"Lingong"	ボルボが 2007 年に株式を 85%取得
キャタピラー	"Caterpillar"	"SEM"	———— キャタピラーが 2008 年に株式を 100%取得

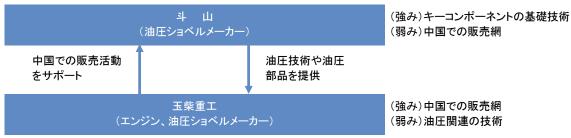
⁽注)企業によって、販売方法には違いがある。キャタピラーは自社ブランドと買収したブランドを同一販売網で併売しているものの、ボルボは販売網を分けており、併売は行っていない。

(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

一方、販売網の拡充を目指して、地場メーカーと手を組む外資系メーカーも見られる。例えば、韓国系の斗山は玉柴重工と業務提携を行い、油圧関連の基礎技術を提供する代わりに、玉柴重工が持つディーラー網を活用している(図表 16)。

即ち、販売網の拡充を目指しているものの、足元、資金面での余力が十分にはない外資系メーカーにとって、業務提携は魅力的な選択肢の一つであり、特に今後の需要増加が見込まれる西部地区にて、短期間で販売網を拡充するためには有効な方策と言えよう。

《 図表 16: 斗山と玉柴重工の業務提携事例 》



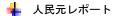
(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 (香港) にて作成

以 上

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 竹原 毅洋 住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3078 FAX: 852-2521-8541 Email: Takehiro Takehara@hk.mufg.jp





2012年人民元相場動向と2013年見通し

三菱東京UFJ銀行(中国) 環 球 金 融 市 場 部 資金証券グループ 上野 信哉

米国大統領選挙と中国共産党第18期全国代表大会が終了し、今年も残すところわずかとなった。 今年、欧州債務問題、新興国経済の息切れなどによる世界的な景気減速懸念に対して、各国政府、 中央銀行は様々な対策を講じてきた。その結果一部では明るい兆しも見えるが、完全に不安が 払拭されてはおらず、2013年に米国、中国の新体制がいかなる政策を進めていくかは世界が注目 するところである。こうした環境下、2013年に人民元相場はどのように推移するのであろうか。 本稿では今年1年の動向を振り返るとともに、来年の見通しについて考察したい。

1. 2012年の人民元相場動向

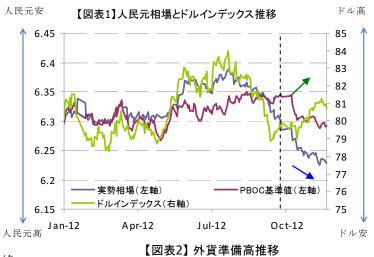
2005 年に人民元の対米ドルペッグが解除されてから 2011 年まで、リーマンショック前後に景気浮揚策として相場水準を据置いた約2年間を除くと、人民元の対米ドル相場(以下「人民元相場」)は、緩やかながらもほぼ一方向で元高に推移してきた。然しながら、2012 年はこの基調に変調が現れている。以下今年の相場動向及び人民元に関するトピックスを振り返りたい。

(1) 相場動向

今年の人民元相場は当初ほぼ横這いに 推移し、5月から7月にかけて元安が進 行、一時1米ドル=6.40元に迫る水準(昨 年末比1.6%の元安)に達した。その後は 元高に切返し、以降は元高が継続してい る。【図表1】は人民元実勢相場、中国人 民銀行(以下"PBOC")の公表する基準 値(以下"基準値")及び米ドルの相対的 な強さを示すドルインデックス※1の推 移を示しているが、ここからは、①実勢 相場は9月まではドルインデックスとほ

ぼ同期して推移、②この連動は10月以降途絶え、両者間の乖離が拡大、③実勢相場に比して基準値は極めて狭い範囲で推移している、ということが窺える。

昨年後半以降、国内景気減速懸念から元高 期待が後退し始めたが、今年前半もこの状況 が続いた。貿易黒字、海外からの直接投資の 減少により、実需面からも人民元買い圧力は





^{※&}lt;sup>1</sup> ドルインデックス:米ドルの強さをみる際の指標。ユーロ 57.6%、日本円 13.6%、英ポンド 11.9%、カナダドル 9.1%、スウェーデンクローネ 4.2%、スイスフラン 3.6%の加重平均に対する強さとして示される。

低下、欧州債務問題のスペインへの拡大を受けたユーロ安ドル高進行により、人民元相場も元安 に進んだのである。この間、物価が比較的安定していたことを背景に、金融政策面では6、7月と 立続けに利下げするなど、PBOC は景気回復優先のスタンスを鮮明にしていたが、外貨準備高が ほとんど変わっていないことから(前頁【図表2】)、この元安は PBOC の市場介入によるもので はなく、市場の自律的な動きによる元安と推測される。

7月後半、欧州中央銀行総裁がスペインなどの国債金利高騰を阻止する姿勢を見せたことから、 欧州債務問題解決に向けた期待感が高まる一方、米国の連邦理事会は OE3 と呼ばれる量的緩和を 決定、一転して世界的にドル安が進んだ。国内でも不動産など一部景気指標に持直しの兆しが 現れたこともあり、人民元相場はドル安の流れに連動する形で元高に転じた。

10月に入るとドルインデックスとの相関は崩れ始めた。米ドル全体では再び欧州債務問題への 懸念などから上昇に転じたが、人民元は対米ドルでも元高が続いている。その理由として、一つ にはこれまでほぼ据置かれていた基準値が、10月に入り元高方向へ設定されたことが挙げられる。 これは、米国大統領選挙、米国の為替操作国認定、G20 などの海外政治イベントを意識した修正 と考えられる。また、不動産市場など、国内景気が回復の兆しを見せていたことも一因である。 更には、世界各国の中央銀行が量的緩和を行った結果あふれた資金が香港の人民元(CNH)市場 に流入、CNH に連れて国内人民元(CNY)に上昇圧力がかかったことも影響している。

このように7月後半からはほぼ一方向 に元高が進んだものの、昨年末比では 11 月中旬時点で 1%の元高に留まってい る。他通貨との比較(【図表 3】)で見て も、主要国通貨に対しては上昇している ものの、アジア新興国通貨(除くインド) では下落している。2011年は円を除く通 貨に対して最低 5%程度上昇していたこ とを考えれば、今年の上昇度合いは控え めと言える。

【図表3】通貨別人民元パフォーマンス (期間:2012年1月1日~2012年11月22日)

()						
	前半	後半	通年	2011年		
対米ドル	-1.0%	2.0%	1.0%	4.7%		
対日本円	1.5%	5.7%	7.1%	0.4%		
対ユーロ	1.9%	-0.2%	1.7%	7.7%		
対オーストラリア	-1.3%	0.7%	-0.6%	5.0%		
対韓国	0.0%	-3.6%	-3.6%	6.8%		
対台湾	-2.3%	-0.4%	-2.7%	7.8%		
対シンガポール	-3.4%	-1.1%	-4.6%	5.7%		
対インド	3.7%	1.3%	5.0%	19.7%		
W === U D = = = - V = U D = =						

※ プラスは人民元高、マイナスは人民元安

以上、今年1年間の人民元相場の総括として、以下の点が挙げられる。

- ① 今年に限った話ではないが、あくまで国内要因が優先すること。即ち、景気への懸念があ る中、敢えてドル高の流れに逆らってまで強く元高を進める意図はない。
- ② 大規模な市場介入もない中で元安に進行する局面もあり、従来一方的に元高に傾いていた 需給ギャップに変化が現れている。
- ③ 一方で、政治的な配慮、特に米国に対する一定の配慮は継続している。 上記の点は来年も継続すると考えるが、詳しくは後述したい。

(2) 日中変動幅の拡大

今年4月、PBOC は従来基準値±0.5%(全体で1.0%の幅)としていた人民元対米ドル相場の 日中変動幅を、同±1.0%(全体で2.0%) へと拡大した。詳しくは本誌 76 号 (2012 年5月)の人民元レポートをご覧いただ きたいが、この背景には為替制度改革の 対外的なアピールに加え、人民元相場が 均衡点に近づきつつあるとの判断もある と思われる。

【図表4】国内市場における人民元日次取引動向(期中平均)

	2011年	変更 2012年			
	2011年	Q1	Q2	Q3	Q4
基準値-実勢 相場乖離幅	-0.04%	-0.02%	-0.41%	-0.27%	0.93%
高値−安値幅	0.15%	0.15%	0.14%	0.14%	0.09%

- ※ 各値幅を当日の基準値に対する比率で示したもの。
- ※ 基準値-実勢相場乖離幅:プラスは実勢価格の元高、マイナスは元安。

この日中変動幅拡大の影響として実勢相場と基準値との乖離が挙げられる。(前頁【図表 4】) 特に相場が一方向に元安、元高に進んでいた局面では、乖離幅が大きかったことがわかる。実際、 第4四半期には拡大後の元高上限で相場が長時間膠着し、取引が成立しない日が多く見られた。 日中変動幅の拡大により、実勢相場の価格決定における基準値の影響力が弱まったとも言える。 一方、実勢相場の一日の取引値幅(最高値と最安値の差)には従前からの変化が見られず、日中 変動幅が拡大されても、当日の相場変動が激しくなったわけではないことがわかる。

(3) 円人民元直接取引市場の創設

昨年12月に日中首脳間で合意した日中金融協力の一環として、今年6月より日中両国それぞれの銀行間市場で、円人民元取引が本格的に開始された。実を言えば、以前から中国国内の外為取引所にて円人民元取引は行われていたのだが、あまり活発とは言えず、今回新しく円人民元専門のマーケットメイカー**2を10行選定し、取引を強化したのである。

新しい制度下で開始された円人民元取引は徐々に取引量を拡大し、日中関係悪化の影響が懸念されたものの、現時点でもかなり活発に取引されている。取引量は公表されてはいないが、弊行推計によれば1日当たり500~800億円程度の取引があると思われる。また、以前の円人民元市場と比較すれば、売値と買値の幅は縮小した。

その一方で、現時点では国内における円人民元実需は限られており、金融機関の自己売買目的中心に取引されている感は否めない。また、人民元の対米ドル相場が値幅制限付近で取引が成立しない時には円人民元取引も取引が限定され、売値と買値の幅が平時より拡大していたことから、当該市場導入目的の一つであった米ドルに左右されない価格形成にはまだ至っていないと言わざるを得ない。然しながら、両国間の貿易規模を考慮すれば、将来的にクロスボーダー取引などの規制緩和が進むことにより、実需に根ざした市場拡大が図られると期待している。

(4) オフショア人民元市場

2010年に発生した香港の人民元 (CNH) 市場は、今年一段とインフラ整備が進み、人民元のオフショア市場として定着している。2011年の CNH 相場は、市場発生当初からの流れを継続してオンショア (CNY) 市場比元高で取引されていたが、秋頃には欧州危機を受けて大幅に元安に振れるなど、CNY と CNH 間の価格スプレッドの動きが激しい1年であった。一方 2012年は、オンショア、オフショア両市場へのアクセスを持つ中国本土系企業を中心に、有利な市場



にて取引を行う動きが見られるようになり、両市場間の価格スプレッドは縮小(【図表 5】)、双方の値動きの相関は高まっている。

また、9月には本土と台湾の間で通貨決済に関する覚書が締結され、台湾における人民元取引、本土における台湾ドル取引開始に向けた準備が進められている。台湾における人民元取引は、香港同様に中資系銀行が決済機関として流動性供給を担う仕組みであり、近年両者間の関係深化を踏まえて、利便性の高い市場誕生が見込まれる。

^{※&}lt;sup>2</sup> 中国の銀行間外為市場にて、売り・買い双方の価格を常時提供する義務を負う銀行。制度に基づき当局から付与される資格であり、円人民元以外に、人民元全般(直物、先物)、マレーシアリンギット人民元、ロシアルーブル人民元、外貨対外貨のマーケットメイカー行が存在する。

2. 2013年の人民元相場見通し

2012 年はこれまでの一方向での元高基調に変化が現れた年であったが、そのポイントとして、 ① 国内景気減速懸念、② 需給ギャップの縮小、③ 政治的な配慮を挙げた。これらを踏まえて、 以下国内、海外双方の要因を分析し、来年の人民元相場見通しについて予想したい。

(1) 国内要因

① 国内景気動向

国際通貨基金(IMF)が 10 月に発表した世界経済見通しでは、2013年の中国 GDP を+8.2%と 見込んでいる。7月時点から下方修正されてはいるが、今年度の見込(+7.8%)から再度加速する ことになる。実際、足元発表されている経済指標も国内景気の回復を裏付けている。

不動産市場については、夏頃から住宅価格が上昇傾向に転じるなどすでに堅調さが見えていた が、これまで不振であった製造業にも明るい兆しが見られる。不動産は政府による価格抑制策に より大きな伸びは期待できず、製造業も外需が不透明なため不安が残るが、来年に向けては国家 発展改革委員会が承認した鉄道、地下鉄、高速道路などのプロジェクト投資、賃金上昇を受けた 個人消費が牽引役となることが期待される。

一方物価については、食料品価格の沈静化や生産能力過剰な状態が続くことから、2012年比 +3%程度の落着いた水準が見込まれている。但し、海外の量的緩和を受けた国際商品価格の上昇、 国内投資の急速な拡大などはリスク要因であり、インフレ警戒が緩まることはないであろう。

② 需給ギャップ

2012 年を総括して、元売り・買いの需給ギャップが縮小しつつあると述べた。実際、国家外為

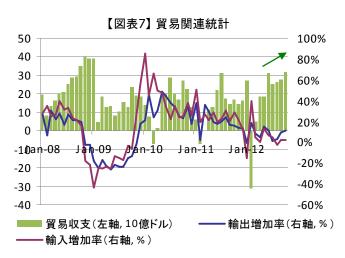
管理局が発表する国内企業の外貨売却額・購 入額を見ると、最近は売り買いが均衡してい ることがわかる。(【図表 6】) それでは、2013 年もこの傾向は継続するであろうか?

長期的に見れば、元売り・買いの需給ギャ ップが縮小していくことは間違いない。内需 拡大で輸入が増加する一方で、人件費上昇、 元高などにより輸出競争力は低下する結果、 貿易黒字は縮小するはずである。また、高成 長期から中成長期への移行に伴い海外からの 直接投資は減少し、コスト増や貿易摩擦回避 のために海外へ投資する中国企業が増加する であろう。このように、今後元高圧力は徐々 に弱まると考えている。

然しながら、今すぐに均衡することもない であろう。2012年前半は、景気低迷が顕著な 欧州中心に輸出が伸び悩んだことから貿易黒 字は限定的に留まったことに加えて、以前の 過剰な元高期待の反動により元買い需要が減 少した側面がある。一方、2012年後半からは 貿易黒字は回復傾向にあり(【図表7】)、直接 投資も伸び率は前年比マイナスながらも、毎 月安定的に流入している。(次頁【図表 8】)

【図表6】企業等の外貨売却・購入額の推移(10億ドル)



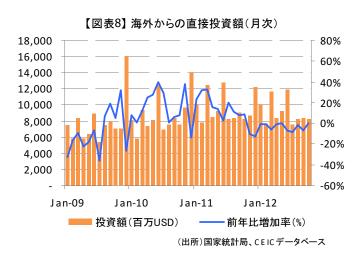


来年も米景気の復調が貿易黒字を下支えする 一方、堅調な国内経済に伴い一定の資金流入 は続き、需給面からは今年に比べて元高圧力 は高まると考えている。

(2) 海外要因

① 米ドル相場動向

米ドルの相対的な強さが人民元相場に影響することは、これまで述べてきた通りである。その米ドル相場だが、2013年は円やユーロなどの主要通貨に対して小幅なドル高を予想している。日本の経常収支悪化が来年も続くと思われること、欧州の悪材料は既に織込まれ



ているが、財政緊縮により全般的に景気回復の見込みが乏しいこと、債務問題の対応が再度難航 する事態が起こりうることが主因である。

一方、新興国通貨については、各国中銀の量的緩和であふれた資金が選別的に流入する現状が 続こうが、足の速い資金も含まれるため値動きが激しくなる可能性がある。すでに香港への資金 流入が見られるが、来年も一時的に元押上げ要因となりうる。

② 政治的な配慮

毎年2回、米国政府は議会に不公正貿易国を報告することが定められているが、毎回中国を為替操作国に認定するかが焦点となる。(4、10月が報告期限ではあるが、オバマ政権下では最低1ヵ月遅れることが常態化している。)本誌82号(2012年11月)にて、重要な政治日程を控えて元高が進む局面が多く観察されると述べた。今年は米中戦略・経済対話やG20と時期が重なっていたこともあるが、4月には日中変動幅拡大実施、10月には基準値の大幅元高誘導など、中国側がこの日程をかなり意識している様子が窺える。米大統領選挙は終了したが、貿易不均衡を背景とした米国の元高要求が止むことはないと思われ、来年も一定の配慮がされると見ている。

(3) 2013年の人民元相場

2013年に人民元を取り巻く状況を国内、海外に分けて分析したが、特に国内要因の観点からは2012年よりも元高圧力が強くなりそうである。従って、米ドルが他主要通貨に対して上昇したとしても、人民元は対米ドルで元高になると見ている。但し、その上昇幅は限定的で、今年を若干上回る程度となろう。一つには、国内景気は回復の兆しを見せているとはいえ、新体制1年目として経済運営に万全を期すはずで、輸出企業に一段の打撃を及ぼしうる急速な元高は容認しないと考えるからである。更には、市場では大幅な人民元高期待は後退しており、オフショア市場を中心とした元高を見込む投機資金が、長期間に亘り相場を主導するのが難しいことも挙げられる。そのため、欧州債務問題への懸念再燃などにより米ドルが相対的に強くなる局面では、つられて元安に振れることを想定している。以上により、人民元相場は元高が進むものの、2012年比2%程度の小幅な上昇幅に留まるものと予想している。一方、対米ドルでの円安進行を受けて、対円では4~5%程度の元高を見込んでいる。(【図表9】)

【図表 9】2013年人民元相場予想レンジ

	2013 年 Q1	2013 年 Q2	2013 年 Q3	2013 年 Q4
対米ドル	6.15-6.35	6.10-6.30	6.05-6.25	6.00-6.20
対円	12.70-13.50	12.60-13.60	12.70-13.80	12.90-14.00

(4) 為替制度改革

2012年には日中変動幅の拡大が実施されたが、来年も何らかの為替制度改革は実施されるのであろうか? 最後は為替制度改革の進展について考察したい。

一言に人民元の自由化と言っても、以下3つの側面があると考えている。

	自由化の項目	想定される具体的な改革、最終目標
	国内における価格決定の	市場メカニズムによる価格決定、具体的には日中変動
1	自由化	幅拡大や制限廃止、PBOC 基準値廃止。
	国内における取引目的の	資本項目に関する規制緩和や撤廃。実需原則確認手続
2	自由化	の簡素化や撤廃。
	クロスボーダー取引の自	クロスボーダー間での先物為替取引許容、実需原則の
3		適用範囲拡大、最終的にはクロスボーダー為替取引の
	由化 	完全自由化、海外市場での自由な人民元交換の実現。

政府やPBOCは、将来的に金融の自由化、その一環として為替制度改革を進める意向を明確にしており、直近(11月20日)でも、周PBOC総裁が「為替制度改革における次の課題は交換性である」と具体的な内容に言及してその必要性を述べている。然しながら、こうした当局関係者の発言は多く見られるものの、具体的なスケジュールについて語られることはない。一方、これまでの改革実績からは、範囲を限定し、段階的に行われていることが見て取れる。例えば上記①の改革に該当する日中変動幅拡大について言えば、2007年に基準値±0.3%から同±0.5%へと拡大、その後5年の歳月を経て、ようやく今年に同±1.0%へと拡大させたのである。

中国政府は、2020年に上海をグローバル金融センターとする目標を掲げており、それに向けて金利や為替の制度改革が必要なことは十分認識していると思われる。一方、現時点では投機資金の急激な流出入や海外金融市場・金融機関との競争に耐えられる基盤が確立されておらず、急速な自由化も望まないとの考えが透けて見える。従って、今後も為替制度改革は進められようが、時間をかけた段階的なものとなろう。中でも影響が広範囲に及ぶ上記②、③の改革については、パイロット地域を選定、取引目的・取引可能商品を限定するなどの対応を継続、他金融センターとの競争に耐えられるインフラ整備を進めながら長期的に実現していくと思われる。

これら制度改革は国内事情を最優先して進められようが、米国などの圧力を和らげるためにも 2013 年に何らかの改革が実施されるであろう。その一つとして、日中変動幅の再拡大(基準値± 1.5~2.0%)の可能性を見ている。今年 PBOC が変動幅拡大に踏切った背景の一つとして、人民元相場が均衡点に近づき急激な元高は進まないとの判断があったと思われるが、来年の人民元相場が本レポートの予想通り緩やかな元高で推移するならば、悪影響の少ない選択肢だからである。 一方、PBOC 基準値については、実勢相場との乖離幅が拡大しているが、相場の大きな方向性に対しては依然一定の影響力を残しており、すぐには廃止に至らないと考える。

以上

(2012年11月26日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950

※ レポート中の図表は、特に記載がない限りBloomberg社データにより環球金融市場部が作成しました。



華南ビジネス最前線~香港と中国本土との協力の枠組み

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室長 ジェームズ 西島

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両方を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 15 回目となる今回は、「香港と中国本土との協力の枠組み」について取り上げることにします。

香港はかつてのような中国ビジネスのゲートウェイとしての役割を終えたとも言われる中、 新たな形で中国本土との経済の一体化や協力関係の強化が進んでいるとも聞きます。具体的に はどのような内容でしょうか?

中国の第12次5ヵ年計画においても「中国本土と香港の交流・協力を強化し、より緊密な経済貿易関係の構築に向けた措置を引き続き実施し、広東省と香港の協力枠組協定を具体化し、地域経済の共同発展を促進することで、総合的な競争力を備えた世界レベルの都市群を作り上げる」ことが明記¹されており、香港と中国本土との協力関係については、今後より一層進展することが見込まれる。今回は香港と中国本土の協力の枠組みについて解説したい。

1. 香港と中国本土の協力の枠組み

先ず、中国本土と香港の協力政策として、「経済貿易緊密化協定(Closer Economic Partnership Arrangement 以下、CEPA)」が挙げられる。

CEPA は、2001年の中国の世界貿易機関(WTO)加盟に基づく中国の市場開放に関連し、他の海外諸国に先駆けて2003年6月に締結されたものであるが、2003年のSARS発生により香港経済が完全に停滞したことから、香港経済を再び勃興し、本土・香港双方の協力と発展を促す目的もあった。

¹ 第12次5ヵ年計画第14編第五十七章第3節



CEPA では、香港企業と香港原産品の中国本土市場への進出に対して、①香港原産品に対する中国側輸入関税撤廃、②香港企業の中国本土進出に関する中国側の参入規制緩和、③貿易と投資の効率化推進などを行うことが明示されており、現在までに、新たな開放分野や参入条件緩和などを追加・承認する形で9回の補充協定が締結・発効されている。

香港政府発表によると、2012年4月末時点で香港政府がCEPAに関連して発行した香港原産地証明は81,000件以上、香港企業に対して中国側が行った関税優遇額は400億香港ドル(約4.060億円)に上っており、香港と中国本土の協力が進んでいることが伺える。

また、2010年4月には、CEPA及びその補充協議並びに「珠江デルタ地区改革発展計画概要 (2008-2020年)」を着実に実行し、香港と広東省の協力を更に緊密にすることを目的として広東省と香港間において「広東省・香港協力枠組み協定(以下、枠組み協定)」が締結されている。 枠組み協定は地方政府間の協定であるが、2010年3月に国務院の承認を得ており、また北京で行われた調印式には当時副首相だった習近平氏が立会ったことから中国政府が支持する国家レベルの政策として注目された。

枠組み協定では、広東省と香港の協力分野・プロジェクトに関する内容が纏められており、 広東省と香港両政府は、毎年年初に協議を行いその年の重点協力活動を決定したうえで政策の 実現が進められている。これまでの実績としては、香港のオフショア人民元センター化や金融 分野が重点協力活動とされた結果、2012年1月から6月までの広東省の人民元建てクロスボー ダー決済件数は39,644件、決済総額は約4,504億元(約5兆5,800億円)となり、前年同期比 で48.4%増加²した。また、広州市や仏山市と香港との間で通関手続きにおける電子署名証書の 相互認証が施行され、手続の簡素化が図られたことで、広東省の2011年度の対香港貨物貿易取 引額は前年比で65%増加しており、枠組み協定の下で香港と中国本土の協力関係が着実な成果 を挙げている。

2. 香港と中国本土の協力関係の最近の動向

香港と中国本土の協力関係は段階的に拡大されており、最近では、今年6月に CEPA の第9 補充協定が締結(施行は来年1月)され、香港原産品に対する中国側の関税優遇として、燻製サーモンやソーセージなどの食品や、加工前の宝石類や工業用サファイアなど7点が中国側でゼロ関税適用対象品目に追加された。また、サービス分野でも、香港で医療サービスを営む企業による中国本土での独資医院の開院許可や香港・マカオから広東省への旅行客の往来手続き簡素化などが発表されており、香港企業の中国本土におけるビジネス機会がさらに広がっている(CEPA 第9補充協定で開放された主なサービス分野については、図表1をご参照)。

² 人民銀行広州支店発表のデータに基づく。



図表1: CEPA第9補充協定の主な内容

医療	香港の医療サービス企業が本土で独資或いは本土の組織と合弁・合作により医療機構を設置することを認める
観光	香港企業が中国本土に旅行会社を設立し、香港やマカオへの観光ツアーを運営することを認める
法律	本土に設立する香港の弁護士事務所が、1社から3社の本土弁護士事務所と提携して運営することを認める
会計	本土会計士資格を取得した香港専門家は前海地区のパートナーシップ事務所のパートナーとなることが出来る
	中国本土企業が香港で株式を上場する場合の基準を緩和する
金融	香港金融機関が本土企業と合弁で本土内で証券会社やファンド管理会社を設立する際の申請条件を緩和する
	広東省で、香港の金融機関が消費者金融会社を独資で設立することを認める
前海湾·横琴新区	香港のサービス提供者による両地区でのインターナショナルスクールの運営を認める

資料をもとに三菱UFJ銀行業務開発室作成

枠組み協定においても、今年1月に広東省と香港両政府が香港で第17回目となる協議を行い、 今年の重点協力活動として、①広東省・香港間のクロスボーダーインフラの整備、②現代サー ビス業分野の協力、③製造業・科学技術イノベーション分野の協力、④ビジネス環境の国際化、 ⑤生活圏の良質化、⑥教育と人材分野の協力といった6分野86項目が決定されており、今後の 政策の実現が期待されている。(枠組み協定の2012年重点協力活動の主な内容については図表 2をご参照)。

また、2012年6月に、中国政府は「深圳前海深港現代サービス業協力区開発・開放に関する政策への批復」を発表し、深圳市前海地区を「前海深港現代サービス業協力区(以下、前海協力区)」として「特区の中の特区」と位置づけ、金融・法律・教育・医療等の分野において香港との協力を進め産業の高度化を図る姿勢を鮮明にした。一方で、7月16日に深圳市政府が香港で開催した前海協力区に関する協力覚書の調印式には、国内外37社・機関が参加しており、前海協力区における協力関係の進展について経済界の強い期待が伺える。

3. まとめ

中国政府が現在進めている産業の高度化には、香港の協力が不可欠である一方で、香港においても、中国本土との協力関係が進むことにより新たなビジネス機会が創出されることが期待される。そのため、香港と中国本土の経済分野での協力関係の進展はお互いに win-win の状況といえよう。

しかしながら、中国政府の慎重な経済運営の下でかかる協力関係の実現・進展は一足飛びに進むものではなく、引き続き漸進的に進むものと思われる。実際に各目標の実現にあたっては手続き・政策面で未だ明確になっていない部分も多い。ただ中国政府の新体制が固まりつつある中で、このような野心的な実験政策も徐々に具体化してゆくものと期待される。弊室では香港・中国本土間のかかる協力の枠組みに注視して情報を常にアップデートしている。新たなビジネス展開を検討する際は、是非ともご活用頂きたい。



図表2: 枠組み協定に基づく2012年重点協力活動(抜粋)

	凶衣2. 作組の励足に基プ2012年里点励力活動(放件)
クロスボーダー インフラ関連	・香港・珠海・マカナ大橋の建設加速。 ・深セン空港と香港空港間の交通システムの検討推進 ・広深港高速鉄道の福田駅区間開通。 ・広深沿江高速道路全線開通。 ・広東省から香港への飲用水供給保証。 ・「西気東輸」政策に基づき天然ガス供給パイプラインを香港と接続。 ・航空管制協力システムを確立し、区域の空運運輸能力を向上。
現代サービス業	・仏界省の証券会社、ファント会社の香港支社によるRQFII資格取得を支持。 【その他】 ・会議・展覧会ビジネスに関する情報共有や国際的宣伝活動の推進。 ・工業設計等技術職の人材の交流を促進。 ・香港企業による広東省での旅行会社設立を支持する。 ・香港の建築関係の専門サービス企業による広東省での業務展開、香港の建築関係の
	専門家による広東省での営業許可登録を積極的に援助。
製造業・科学技術イノベーション	・科学技術分野での協力推進。 ・広東省所在の香港来料加工廠の現法化を推進。 ・第三回広東外商投資企業製品(内販)博覧会を引き続き開催。 ・香港系企業の商品ブランド普及や内販促進及び来料加工廠の現法化推進のため10億 香港ドルの支援基金を設立。
ビジネス環境の 国際化	・中国本土客が香港に入境する際「e-道」(カード識別形式通行)利用を可能に。 ・一つの窓口で香港・中国の入出通関が同時に実施出来るシステムを研究。 ・広東省と香港の自家用車の相互乗り入れ実施(台数制限あり)。 ・検査認証分野や香港企業による広東省での商標登録申請・認定を支持。 ・広東省・香港両当局間の知的財産権保護分野での協力。 ・「先行先試」により香港仲裁機関の前海での支部設立を支持。 ・相互貿易投資促進。
生活圏の良質化	・珠江デルタ地区の2016-2020年の「空気汚染・排気ガス削減方案」を提出。 ・珠江河口区域の水質管理と東江水質保護を継続して推進。 ・香港のサービス提供者が広東省で100%独資形態で病院や療養所を開設することを支持。 ・食品の安全性検査・検疫について、両地域の検査方法の標準化等を模索。 ・緊急事態(突発的事故等)への協力対応。
教育及び人材	 ・深センで香港中文大学の分校設立。 ・広東省の一部高校で入学試験を免除し、試験的に香港人学生を受入れ。 ・香港知専設計学院の分校である広東工業設計訓練学院を共同で建設。 ・職業技能検定分野での相互協力。 ・広東省と香港で専門資格の相互認定を推進。

資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2012 年 9 月 21 日号掲載分に一部加筆したレポートである)

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。 ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Satoshi_Nishijima@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2536-9107

日・中・英語対応が可能なチームにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



スペシャリストの目

税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A 形式で解説致します。

◆税務 (担当:山崎 学)

Question:

「省市を跨ぐ本部と支店の企業所得税配分及び予算管理弁法」の公布による省市を跨ぐ本支店を有する企業の企業所得税申告上の変更点について教えてください。

Answer:

2012年6月12日に財政部、国家税務総局及び中国人民銀行は共同で財預[2012]40号(以下「40号通達」)「省市を跨ぐ本部と支店の企業所得税配分及び予算管理弁法」を公布しました。

財預[2008]10 号(以下「10 号通達」)の置き換え通達として、40 号通達は10 号通達の内容に数点の変更を加えており、企業の各支店機構間における企業所得税の納付金額配分の計算(予納期間と年度確定申告期間を含む)、及び企業所得税の確定申告の申告納付制度(年度確定申告期間)に影響を及ぼします。

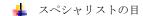
下記において、私共は現行の本支店機関が省市を跨ぐ企業の企業所得税申告の方法と40号通達が もたらす変化を要約し、私共の見解をご紹介させていただきます。

現行の本支店機関が省市を跨ぐ企業の企業所得税申告の方法

現在は企業所得税は総公司の所在地(以下「本部」)と分公司等の所在地(以下「支店」)間で配分され、支店に配分された金額(50%)は、各支店の3要素つまり営業収入、従業員給与、資産総額に基づいてさらに支店間で配分されます。本支店ともに、企業所得税の予納期間にそれぞれ当該本支店の所轄税務当局に納付を行います。年度申告を行う時には、本部の所轄税務当局に納税申告を行い、納税/還付の手続をまとめて行います。

支店の配分方法は以下の通りです:

支店の配分納付額 = 一括計算の企業当期納付所得税額の50%×当該支店の配分割合 当該支店の配分割合 = 当該支店の営業収入÷支店の営業収入総額×0.35+当該支店の社員給与 ÷支店の社員給与総額×0.35+当該支店の資産総額÷支店の資産総額×0.30



40号通達がもたらす変化

• 企業所得税の年度申告の納税/還付が複雑に

40号通達においては、企業所得税の予納の方法については変更はありませんが、第4条において、企業所得税の納税申告に関する納税/還付の手続を本部と支店が一定の比率で別々に各所轄税務当局に申告を行うことと規定されました。

• "3要素"を計算する算定基礎期間が変化

40号通達においても企業所得税予納申告の計算式は変わりませんが、"3要素"を計算する算定基礎期間が変更されます。

10号通達に基づく現行の規定:

企業は3年目の第1四半期及び第2四半期の所得税を予納申告する際に、1年目の3要素に基づき 支店の配分割合を計算する。

企業は3年目の第3四半期及び第4四半期の所得税を予納申告する際に、2年目の3要素に基づき 支店の配分割合を計算する。

40号通達に基づく新規定:

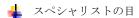
企業は3年目の企業所得税の四半期予納申告及び年度確定申告を行う際に、2年目の3要素に基づき支店の配分割合を計算する。

PwCの所見

 本支店機関が省市を跨ぐ企業にとっては、今回の通達の発効は税務コンプライアンス手続に おける変化であって、企業の税務負担額に影響するものではありません。しかしながら、経 営者においては、いくつかの面で(人員、時期、資金調達等)、内部の税務コンプライアンス 手続を変更する必要があります。中国内に多数の支店をもつ企業(小売企業や物流事業等) にとってこれは課題となるでしょう。

40号通達の発効により、年度調整において税金還付を受ける予定の企業は、還付手続の複雑 さという点からみて影響を受けるといえるでしょう。将来的にはこれらの企業の経営者は本 部と全支店の地域の地方税務当局に対応しなければならないことになるからです。税額還付 の時期という観点では一層の不確実性に直面する可能性があります。

- "3要素"を計算する算定基礎期間が変更となることにより生じると考えられる問題として、当年度(3年目)の第1四半期に行われる企業所得税の予納申告時までに、大部分の企業は前年度(2年目)の監査済み財務諸表を受領していないということが挙げられます。そのような場合に企業が前年度の未監査の財務諸表に基づく金額を使用することが認められるかどうかは明らかにされていません。
- 40号通達は2013年1月1日より適用され、10号通達は同日廃止されます。2013年前半に行なわ



れる2012年度の確定申告に本通達が適用されるかどうかはいまのところ明らかになっていません。

• 本支店機関が省市を跨ぐ企業は全て40号通達による影響を受けることになります。経営者としては、その影響を把握し、必要であれば内部のコンプライアンス手続を調整する必要があります。想定される不明な点について国家税務総局による追加の説明がない場合、地方税務当局が40号通達の実務上の取り扱いに独自の解釈を行う可能性もあります。従いまして、各企業において、所轄税務局との緊密な意思疎通を継続することも同様に非常に大切なことといえます。

私どもは40号通達の不明点について今後の展開に引き続き注目していきます。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国 日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利 中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

> Tel:86+21-23233804 Fax:86+21-23238800

法務:貨物貿易外貨管理改革が外資系企業に及ぼす影響

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉 新宇

I. はじめに

近年、中国の対外経済取引の急速な発展により国際貿易の規模、方式、主体のいずれにも多大な変化が生じたため、「資金流出」の規制を主眼とする「取引毎の照合抹消、事前届出、オンサイト照合、行為監督管理」を主な特徴とする外貨管理照合抹消制度はもはや現状と適合しないものとなり、「個々的対応、取引毎の照合」を基礎とする輸出入照合抹消管理方式も改革・改善を迫られている。

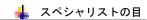
そこで、国家外貨管理局は、2008 年初めに一連の規定を発し、いくつか設定された試行地において貨物貿易外貨管理改革に着手したが、政府官庁間の情報共有体制の改善、税関・税務機関等との協力によるモニタリング管理の強化などが実現された成果を踏まえ、この改革(以下、「今回の改革」という)を2012 年 8 月 1 日より中国全土で実施することを最終決定した。

今回の改革は、中国の貨物貿易外貨管理を全面的に改善しようとするものであり、輸出入を業とする外資系企業にとって極めて重大な意義を有する。そこで、ささやかながら今回の改革による新制度の理解への一助となるべく、近年の中国における貨物貿易外貨管理措置、特に今回の改革の背景を整理したうえ、今回の改革の中心的な内容を分析し、それが外資系企業に及ぼしうる影響について検討するものとしたい。

Ⅱ. 今回の改革に到る背景

1990年代以来、中国の貨物貿易外貨管理の基本的な制度は、輸出外貨受取照合抹消、輸入外貨支払照合抹消であり、輸出入を行った企業は、毎回の取引で輸入貨物にかかる外貨の支払、輸出貨物にかかる外貨の受取を行った後、適時に外貨管理局に赴き各取引の照合抹消手続をしなければならなかった。これは、外貨が不足していた当時の中国の状況に基づく管理制度であったが、その後、国際的な経済・金融の情勢に大きな変化が生じ、中国にも貿易外貨が大量に流入するようになり、人民元高が進むにつれて、2008年には「ホットマネー」規制が中国外貨管理の重要任務となった。

2008年7月、国家外貨管理局は、不実の貿易に基づく資金の流入を防ぐ「輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査制度」のほか、企業が貨物貿易において行う延払い、代金前払い等の対外的な債権債務の統計管理を行う「貿易与信登記制度」を打ち出した。これらの施策に対し、外資系企業は当初、中国が貨物貿易の厳格な管理を始めたとの認識であったが、その後の状況から、これら2つの制度は当時の国家外貨管理部門が著しい「ホットマネー」流入に対応するためにとった非常措置と考えられるようになった。このような事情から、中国はこのときから既に貨物貿易外貨管理の改革を試みていたことが窺われる。



2008 年 8 月 5 日には、新たに改正された外貨管理条例¹がそれまで「国内の機構の輸出外貨受取、輸入外貨支払については、輸出外貨受取照合抹消管理、輸入外貨支払照合抹消管理に関する国家の規定に照らして照合抹消の手続をしなければならない」と定めていた規定を廃し、あらゆる外貨収入の国内戻入、国外預金を許すものとした。

その後、国家外貨管理局は、2010年5月1日より天津、青島、江蘇、山東、湖北、内モンゴル、福建省等において輸入外貨支払照合抹消制度改革を試験的に開始し、2010年12月1日からは全国でこの改革が展開されることとなった。この改革を通じ、輸入外貨支払管理は、取引毎の照合抹消から総量照合審査、オンサイト照合抹消からオフサイト照合審査、行為審査認可から主体監督管理へと変革を遂げ、2011年1月1日より、全国的に、いずれの企業も一定の要件さえ満たせば、必要な手続を行うことにより貨物貿易輸出収入の国外預金をすることができるようになった。これら一連の措置には、照合抹消制度を徐々に廃止することで貨物貿易の外貨管理をより緩和、利便化した中国の動向が反映されている。

企業が関心を寄せていた輸出外貨受取照合抹消制度の廃止、その時期に関する問題について、国家外貨管理局は、2011 年 9 月、江蘇、山東、湖北、浙江(寧波を除く)、福建(厦門を除く)、大連、青島の各地で 2011 年 12 月 1 日より貨物貿易外貨管理改革を試行することを表明した。2012 年 6 月 27 日には、改革試行の成果に基づき、国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署これら 3 機関が共同で「貨物貿易外貨管理制度改革に関する公告」²を発するとともに、国家外貨管理局から一連の規定が公布され、この改革は、2012 年 8 月 1 日より全国規模で実施することが正式に決定された。これにより、企業が輸出照合抹消手続を行うことは不要となり、輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査、貿易与信登記も、より簡便化された新たな手続に代替されることとなった。

以上のような外貨管理改革の脈絡からすると、中国は、貨物貿易の外貨管理を徐々に緩和することで貿易の利便性を最大限に促進することを企図してきており、特定の経済・金融情勢下では 厳格な措置がとられることもありうるが、この動向は本質的に変わらないと思われる。

Ⅲ. 今回の改革の主要な内容

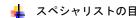
今回の改革の中心的な内容は、総量照合審査、動態モニタリング、分類管理である。輸出外貨受取照合抹消手続を廃止し、全国集中の貨物貿易外貨モニタリングシステムを用いて企業の輸出入外貨受取・支払、輸出入貨物の流れに関する完全な情報を全面的に収集し、企業主体を単位としてその資金・貨物の流れに対するオフサイト総量照合審査を行い、これにより疑わしいと判断された企業のオンサイト照合審査、さらには企業に対する動態モニタリング、分類管理を行うことがその基本的な方法となる。

以下においては、今回の改革で最も注目されるべき重要な内容について論じていくものとしたい。

_

¹ 国務院令第532号。2008年8月5日公布・施行。

² 国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号。



(1) 取引毎の照合抹消制度の廃止、貿易外貨収支に対する総量照合審査

今回の改革では、輸出外貨受取照合抹消手続が廃止され、これと合わせて、輸出通関手続の簡素化、貨物輸出における輸出外貨受取照合抹消票の不使用、輸出税還付手続の簡素化、輸出照合抹消と輸出税還付との切離しが行われ、税務局は外貨管理局より提供された企業輸出外貨受取情報・分類状況に照らして企業輸出税還付の照合審査を実施することとなった。外貨管理局は、企業の貿易外貨受取・支払に対する管理方式を取引毎のオンサイト照合抹消からオフサイト総量照合審査へと、行為監督管理から主体監督管理へと改め、これにより企業の貿易外貨収支に便宜がもたらされた。

しかし、外貨管理局は、貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じて、企業貨物輸出入、貿易 外貨収支の各取引データの全面採集、企業の貨物・資金の流れに関する総体的整合性の定期的な 照合・評価、異常が認められた企業に対する重点的なモニタリング、必要時における貨物貿易収 支に対するオンサイト照合審査を行うものと思われる。

(2) 企業に対する動態分類管理

今回の改革において、外貨管理局は、企業分類管理を行うものとした。この制度の下で、企業はその合法規性・リスクの状況に基づいてA類、B類、C類の3類に分けられ、圧倒的多数を占めるA類企業の貿易収支には最大の政策的便宜が与えられる。これに対し、規則違反の傾向があり、あるいは規則違反が確認されるB類企業、C類企業に対しては、厳格な真実性管理措置、重点的監督管理が行われるが、その数はそれほど多くない。

A 類企業の輸入外貨支払は、銀行において輸入通関票、契約書、領収書など、あらゆる取引の 真実性を証明しうる文書をもって行うことができ、また、輸出外貨受取にあたり、オンライン照 合審査を要しない。銀行が A 類企業のために行う外貨受取・支払業務における照合審査手続も、 かなり簡素化された。しかし、A 類企業に対して利便化の措置がとられたとはいっても、経常項 目の「真実性」照合審査原則は変わっておらず、実務上、銀行は、依然として関連業務のシステムを通じ、企業から提出された文書の真実性、一致性を照合審査・確認するものと思われる。

B 類企業の貨物貿易外貨収支については、銀行の電子データ照合審査が必要とされており、それを行って初めて処理をすることができる。まず、外貨管理局は、企業が実際に行った輸出入の貿易類別、オフサイト照合審査とオンサイト照合審査を踏まえた状況に基づき、当該企業の貨物貿易で受取り、支払うことのできる外貨の額を確定する。B 類企業が分類監督管理の有効期間において可能な金額内で行う外貨の受取・支払業務に関し、銀行は、相応の輸出入貨物通関書類、輸出入契約書の審査をしなければならない。B 類企業が可能な金額を超えて行った貨物貿易外貨受取・支払業務につき、B 類企業は、まず外貨管理局で登録手続を行わなければならず、銀行は、外貨管理局の「登録票」に基づき B 類企業のため外貨収支業務の処理をする。また、B 類企業は、90 日を超える延払い業務、90 日を超える外貨受取の条項を含む輸出契約の締結をしてはならない。輸出入の国外預金業務を行う企業が B 類とされたときは、分類監督管理の有効期間において、企業輸出収入を国外の口座に預金すること、国外口座を用いて対外払いをすることをしてはならず、外貨管理局は、その国外口座資金の余額を中国国内へ戻し入れるよう要求することができる。

C 類企業の貨物貿易外貨収支を処理するには、外貨管理局の各取引登録が必要とされており、銀行は、外貨管理局の「登録票」に基づき企業のため貨物貿易外貨受取・支払業務を処理し、C 類企業は、90 日を超える延払い、90 日を超える外貨受取の条項を含む輸出契約等の締結をしてはならない。C 類とされた企業は、その決定から 30 日以内に国外口座を閉鎖し、国外口座資金の余額を中国国内に戻し入れなければならない。

(3) 報告制度

報告制度は、従来の貨物貿易与信登記制度に代わり今回の改革で新たに導入され、報告事項に は広範な内容が含まれる。この制度は、企業に対し、モニタリングシステムを通じあるいは外貨 管理局に赴いてその収支情報を報告することを要求している。

この報告は、義務的報告と自主的報告に分けられる。義務的報告とは、貨物輸出入又は外貨の受取・支払が実際に行われてから 30 日以内にモニタリングシステムを通じて企業所在地の外貨管理局に報告を行うものをいうが、これには特定の要求に適合する貿易与信業務報告³、貿易融資業務報告⁴、中継貿易報告⁵等が含まれる。これに対し、自主的報告とは、義務的報告の状況以外で貿易外貨収支と輸出入との一致の整合性に影響が及ぶ状況について、企業が実際の業務状況に基づき所在地の外貨管理局に関連情報を報告するか否かを自主的に決定できるものをいう。

IV. 今回の改革が外資系企業に与える影響

企業の貨物貿易外貨収支は今回の改革によりはたしてどのような影響を受けるのか、この点に 関心を寄せる外資系企業は極めて多い。今回の改革は、貨物貿易外貨の分野で全面的に展開され、 近年行われた各種の改革が集中的に体現されたものであり、企業の貿易外貨業務に多大な影響を 及ぼすことは否定しえない。しかし、紙幅の制限により、ここでは企業が最も注目するいくつか の問題に絞って論じるものとしたい。

(1) 貨物貿易外貨収支の相殺

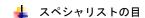
中国契約法などによると、相互に債務を負う当事者は、債権債務の相殺をすることができる。外貨管理実務上、貨物貿易において国内企業が支払うべき外貨、受取るべき外貨の相殺をすることができるか否かは、これまで多くの外資系企業が大きな関心を寄せてきた問題である。

過去、中国は、貨物貿易外貨管理として輸出外貨受取照合抹消、輸入外貨支払照合抹消を行ってきたが、照合抹消制度の下では、各輸出入毎に相対する額面の外貨収入ないし支出のあることが要求されていた。これは、旧外貨管理条例に定める外貨収入の強制的な国内戻入の要求と密接

³ 主に、A 類企業の 30 日を超える商品代金の前受け・前払い、B 類・C 類企業が監督管理期間に行ったあらゆる商品代金の前受け・前払い、A 類企業の 90 日を超える商品代金の延受け・延払い、B 類・C 類企業が監督管理期間に行った 30 日を超える延受け・延払いが含まれる。

⁴ その主なものは、90 日を超えるユーザンス信用状(信用状の期日延長を含む)、海外での立替払い等の輸入貿易 融資である。

⁵ 主に、同一契約における中継貿易収支の日付の間隔が90日を超え、かつ、前受外貨又は前払外貨の金額が50万米ドル相当を超える業務をいう。



に関係している。2008年の外貨管理条例改正前において、外貨管理局は、不実の取引や期限内の 照合抹消懈怠といった違法行為を発見したとき、当時の同条例に基づき処罰していた。それゆえ、 旧条例により確立された体制の下、特に照合抹消制度の下で、クロスボーダー貨物貿易の外貨実 務において、外貨管理部門は、貿易において受取るべき外貨と支払うべき外貨との相殺を認めず、 外貨受取と外貨支払の照合抹消手続をそれぞれ別々に行うことを要求していた⁶。

もっとも、2008 年改正後の外貨管理条例は、「国内機構の輸出外貨受取、輸入外貨支払については、輸出外貨受取照合抹消管理、輸出外貨支払照合抹消管理に関する国家の規定に照らして照合抹消の手続をしなければならない」との規定を廃し、あらゆる外貨収入の国内戻入、国外預金を許すものとした。今回の改革の後、輸出入に相応した照合抹消制度も全面的に廃止され、これら一連の政策的変化は、貨物貿易外貨収支相殺の可能性を示しているようである。

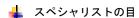
しかし、以上の改革は、貨物貿易収支(輸出外貨受取、輸入外貨支払という)の2面的な管理 方式を根本的に改変するものではなく、現段階において、貨物貿易外貨収支相殺には依然として 実質的な障碍があると考えられる。

まず、貿易における輸入外貨支払、輸出外貨受取は、外貨管理において依然として異なる2つのプロセスである。A類企業に関し、クロスボーダー貨物貿易における輸入外貨支払は、依然として輸入契約、通関書類、領収証等いずれかの文書を提出しなければならず、銀行は、依然として真実性原則、一致性原則に基づき取引証書の合理的審査を行った後、初めて企業に対し外貨支払の処理をすることができ、輸出外貨受取の場合も同じである。また、B類企業に関しては、外貨管理局が各企業について、一定額の外貨受取・支払の限度を定めた。企業はその限度額を超えるとき、外貨管理局の「登録票」を取得しなければならず、これにより初めて、銀行は同企業の外貨受取・支払にかかる業務を行い、逆にこの額度額内であったとしても、銀行は取引文書の厳格な照合審査をしなければならない。さらに、C類企業の貿易外貨に関しては、各取引につき外貨管理局で「登録表」の手続をしなければならない。企業とその取引相手が商品代金の相殺について合意した場合には、銀行で外貨受取・支払業務を行い、あるいは外貨管理局で「登録表」の手続を行うにあたって、困難に遭遇することがある。

次に、国内企業が自ら相殺を行い、実際に銀行で外貨支払ないし受取の業務を処理したとしても、外貨管理局が業務モニタリングシステムを通じて企業の資金と貨物の流れに一定の乖離を発見し、それが外貨管理局の定めた範囲を逸脱するときは、当該企業は外貨管理局の重点モニタリングの対象とされ、そのモニタリング状況によっては外貨管理局によるオンサイト照合審査が行われる。「貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」53条7によると、そのような差額につき企業が

⁶ 供給加工貿易における輸出製品の外貨受取と供給の外貨支払との相殺控除の状況は、唯一の例外であり、この場合には、外貨管理局において供給相殺控除登録をするとともに、照合抹消票、通関書類、差額部分の照合抹消専用票、相応の輸入通関書類を提出しなければならない。

⁷ 「貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」(2012 年 6 月 27 日公布、8 月 1 日施行) 53 条:次の事情の一が存在し、かつ、オンサイト検査で企業が合理的な説明をしえないとき、外貨管理局は、その企業を B 類企業とする。①総量照合審査の指標と当地区の指標の閾値との乖離の程度が 50%以上であること、②総量照合審査の指標が連続して 4 つの照合審査期間にわたり当地区の指標の閾値を超えたこと、③前受け、前払い、延受け、延払いの各貿易与信残高の比率が 25%を超えること、④1 年期以上の前受け、前払い、延受け、延払いの各貿易与信発生額の比率が 15%を超えること、⑤原料提供加工の加工賃が 30%を超えること、⑥中継貿易収支差額の支出に占める割合が 20%を超えること、⑦1 回の外貨返還額が 50 万米ドル相当を超え、かつ、外貨返還数が 12 回を超えること、⑧外貨局がオンサイト照合審査を要すると認めたその他の状況。



合理的な説明をしえないときは、企業の分類等級が格下げとなる。もちろん、現在の規定によると、実際に行われた相殺によりもたらされた貿易外貨受取ないし外貨支払金額と輸出入データとの間に差額が存在する状況下で、企業がその貿易外貨収支と輸出入との一致の整合性に影響が及びうると認めたときは、自主的にモニタリングシステムを通じて外貨管理局への報告を行うことができ、貿易における収支の相殺により生じた差額を自主的に報告すれば外貨管理局の理解が得られるかと推測されるが、改革が始まったばかりの今、外貨管理局が理解し許可をするか断言することはできない。

以上を総合すると、現段階においては、クロスボーダー貨物貿易の外貨債権債務の相殺をすることは、実務上依然として簡単に実現できるわけではないようである。しかし、これらの積極的な変化、それにより示された貿易利便化を推進する改革の方向性からすると、将来においてより弾力性に富む貿易外貨の受取・支払にかかる政策が打ち出されたときは、クロスボーダー貨物貿易の債権債務の相殺も実現の可能性があるかと思われる。

(2) B類・C類に分類される企業とこれに対する救済措置の有無

今回の改革の重要な内容の1つは、企業に対する分類管理の実行である。外貨管理局はB類企業、C類企業に対し厳格な管理措置をとることから、外資系企業の多くは、自社がB類・C類に分類され、貿易外貨収支への重大な影響を受けることを懸念している。しかし、実際のところ、順法的な企業であれば、このようなことを特に心配する必要はない。

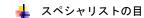
まず、貨物貿易外貨収支が正常で順法的な企業は、一般に A 類企業に分類され、便宜性に富む貿易外貨収支管理を受けられる。しかし、外貨管理局が企業を管理する過程で次のような事情が存することを発見したときは、いつでもその分類等級を A 類企業から B 類ないし C 類に、B 類企業から C 類に格下げすることができる。

	B類企業 ⁸	C 類企業 ⁹
次の事情	(1) 外貨管理局がオンサイト照合審査を	(1) 過去 12 ヶ月内において、外貨管理
の一が存	行いうる事情の一 ¹⁰ が存在し、かつ、オン	規定への重大な違反のために外貨管理局
する企業	サイト照合審査で企業が合理的な説明を	による処罰または司法機関による調査を
	しえないこと	受けたこと
	(2) 規定どおりに報告義務を果たさない	(2) 外貨管理局によるオンサイト照合審
	こと	査を妨害し、または外貨管理局に虚偽の
		資料を提供したこと
	(3) 規定どおりに貿易外貨業務登録を行	(3) B 類企業が分類監督管理の有効期間
	わないこと	を満了し、外貨管理局による総合評価を
		経て、関連事情がなおB類企業基準に適
		合すること
	(4) 外貨管理局によるオンサイト照合審	(4) 外貨管理と関連する重大な規則違反

^{8 「}貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」53条。

^{9 「}貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」54条。

^{10 「}貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」46条。



	査の実施時に、定められた時間・方法どお	行為のために国家の関連主管部門による
	りに外貨管理局への報告又は資料提供を	処罰を受けたこと
	行わないこと	
	(5) 国家関連主管部門の要求に応じて共	(5) 外貨管理局が認めるその他の事情
	同監督管理を実施すること	
	(6) 外貨管理局が認めるその他の事情	

この他にも、国際収支が著しく均衡を失し、またはその可能性が存するときは、外貨管理局は、 資金・貨物の流れの規模、構造等に異常が存在し、またはその状況が疑われる重点モニタリング 企業を B 類ないし C 類に分類することができる 11 。

次に、企業が外貨管理局により B 類・C 類に確定されたとしても、これについて異議を申し立てることができる。規定によると、外貨管理局は、B 類・C 類の分類を確定する前に、「分類結論告知書」をもって関係する企業への通知を行う。これを不服とする企業は、この通知を受けた日から7業務日以内に、外貨管理局に対し事情説明書、関連する証拠資料を提出して異議申立てをすることができる。企業が定められた期間内に異議を申し立てたときは、外貨管理局は、その分類状況の再審理をするとともに、再審理の状況に基づいて分類結果を確定しなければならない。外貨管理局の分類も具体的な行政行為であることから、再審理を経た分類結果をなお不服とする企業は、行政不服審査、行政訴訟を提起することが可能だと考えられる。

企業が再審理の結果なおB類・C類とされても、その分類結果が影響を及ぼす時間は分類監督管理の有効期間のみに限られ、現在、その期間は1年とされている。B類・C類企業分類の監督管理有効期間が満了したとき、外貨管理局は、企業がその期間に関連する外貨管理規定を遵守した状況を総合的に評価し、その資金の流れと貨物の流れとの乖離の程度・変化、規則違反行為の有無等に基づいて分類結果の調整を行う。企業の行動が良好であれば、再びA類に調整されるが、依然として合法規性を欠く貨物貿易外貨受取・支払行為があったときは、B類ないしC類のまま維持され、さらにはB類企業がC類へと格下げとなることがある。

(3) 義務的報告事項、この義務の懈怠に対する処罰

以前、貿易与信登記制度が実行されていたとき、某日系企業が90日を超える延払いの登録手続を期限内に行わなかったため、その延払いにかかる金銭の対外支払をすることができないでいたところ、外貨管理局が同社に行政処罰を科した後、システムにおいて同社のため登録手続の追加処理を行ったことから、これにより同社は当該金銭の対外払いをすることができた、との事例があったとのことである。

今回の改革の後、貨物貿易与信登記制度は報告制度に改められ、条件に適合する延払い、代金 前払い等の貿易における債権債務は、モニタリングシステムを通じ外貨管理局に報告しなければ ならない事項とされ、義務的報告に属する事項は、貨物の輸出入または外貨の受取・支払業務を 実際に行った日から 30 日以内に、モニタリングシステムを通じ対応する外貨の受取・支払予定額、 輸出入日等の情報を申告しなければならない。規定どおりに義務的報告をしなかった企業は、外

_

^{11 「}貨物貿易外貨管理ガイドラン実施細則」55条。

貨管理局に赴き報告することが必要となる。なお、報告期限の超過が企業の原因により生じたものであるとき、企業の報告した情報に誤りがあり、その外貨収支と輸出入との整合性に重大な影響を与えたときは、外貨検査部門に移送され、あるいはB類企業に分類される可能性があるため、特に注意を要する。外貨検査部門への移送は、外貨管理局が外貨管理条例 48 条 5 項に定める外貨登録管理に関する規定に基づいて当該企業に行政処罰を科しうることを意味する。また、外貨管理局に赴いて報告した数値の修正、削除を頻繁に行い、その金額が大きいときは、外貨管理局は、報告を受けた数値の変動に基づき、総量照合審査の結果に与えた影響を評価のうえ、異常の存する企業を重点モニタリングの対象とすることが考えられる。

したがって、報告制度が実施された後もなお、企業は定められた期限内にモニタリングシステムを通じて外貨管理局への報告をしなければならず、これを怠ると行政処罰を受け、あるいは B 類企業への格下げとなりうる。どのような処分がなされるかを問わず、いずれの場合も、企業には不利な影響が及ぶ。

V.おわりに

近年の貨物貿易外貨管理に関する部分的な改革措置から、今回の貨物貿易外貨管理の全面的な改革に到るまで、中国の外貨管理機関は、当面の国際的な経済・金融の情勢下において貨物貿易外貨収支のさらなる利便化、さらなる開放に対する企業の願望を促したが、その一方で、国際的な金融情勢は瞬時に多様な変化をするものであり、「ホットマネー」が中国に大量に流入した2008年金融危機時のような緊急状況は今後も発生しうることから、中国の経済・金融の安全のため、中国の外貨管理が完全に緩和されることはないといえよう。

中国の外貨管理機関の管理は、各取引に着目するこれまでの方式から、企業それ自体、あるいは貨物・資金の流れの総量状況に着目する方式へと変わりつつある。今後の貨物貿易外貨管理は、企業ないし取引への便宜を重視する方向への改革を継続していき、その中で、多くの外資系企業が利益を受けるはずだと予測される。しかし、中国の外貨管理政策は常に変化していくことから、さらに良好な企業管理のため、コンプライアンスを確保し、これらの規定・政策を常に入念に注視し、追求し、理解することが、日系企業を含む外資系企業の管理者にとって極めて必要になるものと思われる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel: 86-10-5878-5091

Fax: 86-10-5878-5533

Mail: : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボ

ルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・

天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

	住 所	電話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区栄華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階 上海市長寧区紅宝石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	春島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	達寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華淵大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京: 03-6259-6695 (代表) 大阪: 06-6206-8434 (代表) 名古屋: 052-211-0944 (代表)

発行:三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。